

(資料1)

過去の消費者庁主管法案の提出状況

平成27年12月3日 消費者庁

法改正(閣議決定日・公布日)	主な改正内容	主な関係省庁
消費者安全法の一部を改正する法律案 (平成24年2月14日閣議決定 同9月5日公布)	(1) 消費者庁に消費者安全調査委員会を設置し、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因についての調査等を行うために必要な権限等について定める。 (2) 消費者の財産に対する重大な被害のうち各省庁所管の個別法・個別行法で対応できない事案(隙間事案)に対応するため、内閣総理大臣による事業者に対する勧告等の措置を定める。	(1) ・警察庁 ・文科省 ・厚労省 ・農水省 ・経産省 ・国交省 (2) ・内閣府 ・金融庁 ・公取委 ・警察庁 ・総務省 ・法務省 ・財務省 ・文科省 ・厚労省 ・農水省 ・経産省 ・国交省
特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案 (平成24年3月2日閣議決定 同8月22日公布)	特定商取引法の対象となる商取引類型として訪問購入を追加して、訪問購入業者に対する規制を設けるとともに、売主による一定期間内の解約を認める等の所要の措置を講ずる。	・警察庁 ・法務省 ・経産省 ・金融庁 ・文科省
食品表示法案 (平成25年4月5日閣議決定 同6月28日公布)	食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設する。	・警察庁 ・総務省 ・農水省 ・厚労省 ・財務省 ・経産省
消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案 (平成25年4月19日閣議決定 同12月11日公布)	個々の消費者が自ら財産的被害の回復を図ることは困難を伴う場合があることから、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が訴訟を進行して消費者の財産的被害の集団的な回復を図る二段階型の訴訟制度を創設する。	・法務省 ・公取委 ・警察庁 ・金融庁 ・総務省 ・文科省 ・厚労省 ・農水省 ・経産省 ・国交省

<p>不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案のうち、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案</p> <p>〔平成26年3月11日閣議決定 同6月13日公布〕</p>	<p>(1)行政の監視指導態勢の強化</p> <p>①消費者庁を中心とする国における体制強化 ・消費者庁を中心として関係省庁が連携し、不当表示等に関する監視指導を強化するための体制を確立</p> <p>②都道府県知事の権限強化 ・都道府県知事に対して、景品表示法に基づく措置命令権限等を付与</p> <p>(2)事業者の表示等管理体制の強化 ・不当表示等を未然に防止するため、事業者に表示等の管理上の措置を講ずることを義務化</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公取委 ・法務省 ・金融庁 ・総務省 ・財務省 ・文科省 ・厚労省 ・農水省 ・経産省 ・国交省 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)と同じ
<p>不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案のうち、消費者安全法の一部を改正する法律案</p> <p>〔平成26年3月11日閣議決定 同6月13日公布〕</p>	<p>(1)地域の見守りネットワークの構築</p> <p>①地方公共団体による「消費者安全確保地域協議会」の設置 消費生活相談等により得られた情報の活用に向けた基盤整備</p> <p>②協議会の構成機関・構成員が消費生活相談等により得られた情報を「地域協議会」の活動等のために共有するためのルールを整備</p> <p>(2)消費生活相談体制の強化</p> <p>①都道府県の事務として、市町村に対する助言・協力、広域連携の調整 消費者行政職員及び消費生活相談員に対する研修の実施等</p> <p>②「消費生活相談員」の職を法律に位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府 ・総務省 ・金融庁 ・警察庁 ・法務省 ・文科省 ・厚労省 ・経産省 ・国交省
<p>不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案</p> <p>〔平成26年10月24日閣議決定 同11月27日公布〕</p>	<p>不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公取委 ・法務省 ・金融庁 ・総務省 ・財務省 ・文科省 ・厚労省 ・農水省 ・経産省 ・国交省

消費者庁が主体となっていく各省との調整業務 (概要：法制度の企画立案を除く)

平成27年12月
消費者庁

消費者政策は分野横断的な性質が強いため、消費者庁の業務は多くが他府省庁の所管に関係し、日常的に調整が発生している。消費者庁が主体となっていく調整業務のうち、主なものを挙げると以下のとおり。

1. 緊急時の対応

○アクリフーズ冷凍食品への農薬混入事案

平成25年12月、アクリフーズ社の冷凍食品から農薬マラチオンが検出され、約600万個が回収された事案に際し、局長級の消費者安全情報総括官会議を開催し、食品安全に関係する厚生労働省、農林水産省、内閣府食品安全委員会、警察庁等と連携して、本事案の再発防止策等を取りまとめ（農林水産省が食品防御の検討、厚生労働省は事業者からの届出・相談の在り方を検討する等の調整）。

○災害時における物価担当官会議開催

東日本大震災発生時に局長級の物価担当官会議（消費者庁長官主催）を開催し、農林水産省、経済産業省、国土交通省等と生活関連物資の需給状況について情報共有を行い、関係府省庁と連携して供給確保と価格の安定のための施策を実施した。

2. 消費者政策の司令塔機能の発揮

○消費者基本計画の策定

ほぼ全ての府省庁との間で、各府省庁の所管する業界や政策分野における消費者政策の推進について調整を重ね、政府全体の消費者政策の指針となる消費者基本計画を5年毎に半年以上かけて策定し、策定後も毎年度各府省庁と調整して改定している。(平成26年度までの基本計画では計画本文を毎年度改定、平成27年度からの基本計画では具体的施策を記載した工程表を毎年度改定。)

○食品表示等偽装問題への対応

ホテル・レストランのメニュー表示偽装等の問題に対し、平成25年11月、12月に官房長官の下で局長級の「食品表示等問題関係府省庁等会議」を2回開催し、農林水産省・厚生労働省・経済産業省・財務省・総務省・国土交通省等の事業所管省庁や警察庁・公正取引委員会等と連携して、表示適正化のための対策をとりまとめ。(外食、宿泊施設、百貨店をはじめ関連する事業を所管する省庁に、各業界における調査を行い、その状況の報告を求めるとともに、一定の場合には事業所管大臣に対しても景品表示法の調査権限を委任することができるようにする法改正を行った。)

○消費者の身体・生命被害への対応

事故情報の収集及び被害防止対策については、消費者庁に設置された8条機関である消費者安全調査委員会の検討も踏まえて対応しているところ、それぞれの事業を所管する省庁との調整が発生する。具体的には、家電や燃焼器具等の製品事故は経済産業省、エレベーター、エスカレーター、ジェットコースター等の建築物は国土交通省、食中毒、化粧品や医療機関での被害は厚生労働省、学校での事故は文部科学省等と連携して対応している。

○商品先物の不招請勧誘規制の見直し

経済産業省・農林水産省が所管する商品先物制度について、両省が商品先物取引法の不招請勧誘規制の例外として勧誘できる対象を拡大する見直しを行うにあたり、消費者の保護が図られるよう3省庁で局長レベル、事務レベルで調整を重

ね、制度の詳細について調整した。

○消費者の財産被害への対応

金融商品に関する被害は金融庁、ネット取引に関する被害は総務省や経済産業省、引越しに関する被害は国土交通省、年金情報流出に便乗した不正な勧誘については厚生労働省、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘については内閣府・警察庁・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁というように、被害防止対策については、それぞれ該当する業を所管する省庁との調整が発生する。消費者への注意喚起や法執行に当たっては警察庁など事業所管以外の省庁との調整も発生し、注意喚起に当たっては政府広報室とも連携して対応している。

○消費者教育

金融教育・環境教育や法教育のコンテンツについて金融庁・環境省や法務省等と連携するとともに、学校や地域といった教育の場について文部科学省等と連携して推進を図っている。

○地方消費者行政

経済産業省や公正取引委員会と法執行体制などについて連携を図っているほか、特に地域における高齢者等の見守り体制構築について、警察・医療機関・福祉関係機関・教育機関・地域の事業者などと連携を図るため警察庁・厚生労働省・文部科学省・国土交通省・経済産業省等と調整を行っている。

3. その他の主な調整業務

○加工食品の原料原産地表示の拡大の検討

T P P大綱に盛り込まれた加工食品の原料原産地表示の拡大の検討にあたり、生産、流通、加工を所管する農林水産省と密接に連携しながら検討を進めている。

○機能性表示食品制度

平成 27 年度から施行された事業者の責任で食品の機能性を表示する新たな機能性表示食品制度について、医薬品を所管する厚生労働省、食品の生産・流通を所管する農林水産省と密接に連携しながら検討及び運用を行っている。

○表示に関する行政

食品表示に関しては厚生労働省・農林水産省・国税庁と、義務付けるべき表示の内容を検討するとともに、その執行にあたっては、公正取引委員会・農林水産省・国税庁・厚生労働省等の協力を得て行っている。さらに、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、警察庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする局長級の「食品表示連絡会議」を設置し、これらの関係機関と連携の下、事業者の処分等に係る情報共有及び意見交換を行い、事業者の処分等の必要な対応等を行っている。また、家庭用品（繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品）に関しては経済産業省と連携し、義務付けるべき表示の内容について検討を行っている。

東京における対面でなければならない業務、移転した場合の課題等

平成27年12月
独立行政法人国民生活センター

1. 東京における対面でなければならない業務の内容と頻度

国民生活センターでは、消費者被害に基づく行政機関・事業者団体等への法制度等の改善要望や、消費者紛争における事業者との交渉などを行っているが、見解が大きく異なるなどの利害関係が対立した外部との厳しい調整は直接対面で行う必要がある。

また、全国の消費者に向けた迅速な注意喚起をするには、全国的な報道機関に対して商品テストに使用した実物を用いるなどしながら詳細な説明・質疑対応を直接対面で行う必要がある。

(1) 消費者庁、消費者委員会をはじめとする行政機関との日常的な連携

- 消費者庁との実務レベルの定期的な会議（197回）や日常的な打合せにおいて、情報共有や対応方針の検討を実施
- 関係省庁への法改正等の要望等に際して意見交換・調整等の打合せを日常的に対面で実施
- 消費者庁、消費者委員会、関係省庁の審議会等への委員派遣（94回）
 - ・消費者庁や消費者委員会の審議会等49回、その他の省庁の審議会等45回
- 消費者庁と連携して国会・議員レクへの対応を実施（18回）
- 消費者庁とスキームを設け危機対応を実施（東日本大震災、アクリフーズ、平成26年8月豪雨、鳥インフルエンザなど）

※審議会等との意見調整等には、通常2～3名で対応

※国会・議員レクへの対応では、国民生活センターも即時・対面での対応を求められる

※資料中の数値は、特段の記載がない場合は平成26年度実績値（相模原事務所分を除く）

(2) 全国的な事業者等との日常的な交渉等

○相談処理では、事業者との対面での交渉を日常的に実施（202回）し、被害の救済・防止について対応を要請

○ADRでは、事業者に対して手続への出席を要請（期日開催回数 202回）

※全国的な事業者の多くは東京圏に所在。また、東京は全国からアクセスがしやすい

※相談処理・ADRでは、契約書や契約状況等の確認、争点の整理などを対面で行い、消費者・事業者双方の合意点を見出している

※国民生活センターには、全国的な事業者に係る案件や新手・複雑な案件など各地消費生活センターでは解決困難な事例が寄せられている。これらは意見が対立しており厳しい調整が必要であるため、事業者との対面交渉は必須。また、こうした事例の解決を数多く実施することが、国民生活センターの質の高い相談能力、注意喚起や要望などの情報発信力をもたらす

(3) 事業者団体の全国組織との日常的な連携

○多分野にわたる事業者団体等との意見交換会の実施（27回）

○事業者団体等への改善要望等に際して意見交換・調整等の打合せを日常的に対面を実施

※事業者団体の全国組織の多くは東京圏に所在

(4) 報道機関を通じた消費者への注意喚起

○消費者への注意喚起は、記者説明会を開催（21回）し直接対面で説明・質疑対応するほか、日常的に対面取材に対応（95回）

○記者説明会ではテレビ局による撮影があるほか、商品テストに使用した実物を撮影用に用意

○注意喚起情報を全国に迅速に発信するためには、全国的な報道機関への対応が必要（全国紙掲載回数 93回、NHK及びキー局テレビ放送回数 73回）

※全国的な報道機関は東京圏に集中

※生活関連分野を担当する記者が記者説明会への出席や取材を実施

2. 仮に移転した場合に、何が困るか。

国民生活センターの各業務は一体として、①行政機関及び事業者団体等への要望・情報提供、②全国の消費生活センターへの支援、③消費者への注意喚起の3つの機能を発揮している。

東京事務所の移転については、(1)東京において対面で実施している業務の実効性の確保、(2)消費者問題の専門家や消費生活相談員の確保、(3)相模原事務所業務（商品テスト、研修の実施）との一体性の確保が困難となり、移転によって国民生活センターの機能が低下し、我が国の消費者行政が著しく後退する。

(1)東京において対面で実施している業務の実効性の確保

移転によって、1で述べた業務に以下のような困難が生じ、機能が低下する。

①消費者庁、消費者委員会をはじめとする行政機関との日常的な連携

- ・消費者庁との定期的な会議や日常的な打合せが対面により実施できず、情報共有が不十分になる
- ・消費者庁や関係省庁への法改正等の要望において、対面による密な意見交換や調整ができなくなり、実効性の確保が困難になる（※消費者庁や関係省庁への要望にあたっては、事業者との交渉等から得られた問題点を活用）
- ・消費者庁や関係省庁の審議会等に出席し、相談現場の情報や問題意識をもとに議論を行っているが、出席が困難になる

②全国的な事業者等との日常的な交渉等

- ・全国的な事業者との交渉等から得られた情報や知見、ノウハウは経由相談や相談員に限定した業務参考資料、研修等を通じて全国の消費生活センターに提供し、各地の消費生活相談のレベルアップを図っているが、提供内容が不十分になる
- ・相談処理・ADRへの事業者の協力は任意であるため、事業者が参加しにくくなることで解決が図れなくなる
- ・事業者に対しては被害の救済・防止について対応を要請しているが、対面による密な意見交換や調整ができなくなり、実効性の確保が困難になる

③事業者団体の全国組織との日常的な連携

- ・事業者団体等に対する改善要望において、対面による密な意見交換や調整ができなくなり、実効性の確保が困難にな

る（※事業者団体等への要望にあたっては、事業者との交渉等から得られた問題点を活用）

④報道機関を通じた消費者への注意喚起

- ・注意喚起情報には、事業者との交渉等から得られたもの（手口など）や解決策（消費者へのアドバイス）を記載しているが、内容が不十分になる
- ・全国的な報道機関への直接対面での対応ができなくなり、全国への迅速な情報発信が困難になる

(2) 消費者問題の専門家や消費生活相談員の確保

国民生活センターではADR委員をはじめとする専門家のほか、経験豊富なベテランの相談員を多数確保している。機能の維持・充実のためには、こうした人材の確保が引き続き必要であるが、移転後、速やかに確保することは困難である。

①ADR委員をはじめ弁護士や学者等の消費者問題の専門家の確保

- ・年間延べ約400名のADR委員がADR手続を実施
- ・相談処理における情報収集（702回）、研修の企画立案や専門誌の編集をはじめ各業務において専門家を活用
 - ※専門家の多くは東京圏に在住
- ・関西圏にも専門家は多いが、関西圏・鳴門のアクセスを考慮するとその確保は容易ではなく、また時間・費用の恒常的な増加への対応が必要

②消費生活相談員資格保有者の確保・育成

- ・相談業務をはじめ研修やADR手続などの各業務において、非常勤の経験豊富なベテランの消費生活相談員資格保有者を多数雇用（平成27年10月1日現在104名）
- ・特に相談業務においては、各地の消費生活センターから、解決困難な事案についての相談を受ける経由相談（7,687件）を実施
- ・相談員の育成・実力向上には多数の相談処理経験を積む必要があり、そのためには相談員の育成方法やコスト、育成期間が相当程度必要

(3) 相模原事務所業務との一体性の確保

相模原事務所は移転対象とされていないところ、東京事務所の移転により各業務の相互補完性・一体性が損なわれ、機能が発揮できなくなるおそれがある。また、安全分野についても国民生活センターは消費者庁をはじめとする行政機関と緊密に連携している。

①各業務の相互補完性・一体性の確保

- ・製品関連の消費者紛争では商品テストを実施し、その結果を相談処理やADRで活用
- ・注意喚起のための商品テストのテーマ選定は、相談処理や相談処理の過程での事業者交渉の結果等の分析に基づいている
- ・テスト結果に基づく消費者への注意喚起情報は、全国的な報道機関を通じて、全国に迅速に発信する必要がある

②商品テスト部門と消費者庁、消費者委員会をはじめとする行政機関との連携の確保

※数値は平成26年度実績値（相模原事務所分）

- ・安全分野について、消費者庁との実務レベルの定期的な会議（141回）や日常的な打合せにおいて、情報共有や対応方針の検討を実施
- ・消費者庁や消費者委員会の審議会等（19回）、その他の省庁の審議会等への出席（17回）
- ・消費者庁への法改正等の要望等に際して、意見交換・調整等を日常的に対面で実施

③移動にかかる時間・費用の恒常的な増加への対応

- ・東京ー相模原間を役職員が頻繁に行き来（年200～300回）
 - ・理事長、商品テスト担当理事（東京事務所の業務も所掌）は週に数回、相模原事務所で勤務
 - ・商品テスト結果の公表にあたっては、テスト検体を用いて審議を行う必要があるため相模原事務所で役員会を開催（年10回程度）
 - ・相模原事務所研修施設で実施する研修講座（平成27年度73コース）の運営や講師を東京事務所職員が実施
 - ・商品テスト部職員は、東京事務所で行う業務（記者説明会、相談処理・ADR手続）に出席するほか、消費者庁の会議等にも出席 など
- ・移転による鳴門ー相模原間の移動にかかる時間・費用の恒常的な増加への対応が必要

徳島県からの追加提案（消費者委員会の移転）について

平成 27 年 12 月
内閣府消費者委員会事務局

(※) 現時点において、提案側の徳島県から、消費者委員会が移転することについてのメリット等は示されていない。

消費者委員会の機能

- 消費者委員会は、独立した第三者機関として、主に以下の機能を果たすことを目的として内閣府に設置。
 - ・ 各種の消費者問題について、自ら調査審議し、消費者行政全般に対して、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議
 - ・ 内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議
- 消費者問題に係る広範な専門分野にわたり多数の事項を審議する必要があることから、本委員のほか、必要に応じて臨時委員、専門委員を置くことができ、消費者委員会本会議のほか、部会・専門調査会等を設置して調査審議を行う。

追加提案に関する消費者委員会の見解

東京から離れる場合、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能をどのように維持するのか、以下の点について留意が必要。

(1) 消費者委員会の運営

- ・ 現在、延べ 80 人を超える民間有識者を本委員、臨時委員、専門委員（全て非常勤）に任命し、消費者委員会本会議や、6つの部会及び専門調査会を運営している。移転後も、消費者問題に関連する幅広い分野について、高度な専門性を有する委員を同人数確保し、現状どおりの運営を維持することが可能か。
- ・ 仮に移転した後、消費者委員会本会議、各部会及び専門調査会を徳島で開催する場合、(現行の委員構成を前提とすれば) 委員の出張のための旅費を確保する必要がある。東京にサテライトオフィスを設置して会議を開催する場合でも、同オフィスの賃料を確保する必要があるなど、相当程度のコストが発生するのではないか。また、会議の庶務の遂行に支障が出るのではないか。

- ・調査審議を行う際に、関係府省や民間企業からヒアリングが必要であるが、移転後は消費者委員会へのアクセスの問題から十分なヒアリングを行いにいくのではないか。

(2) 事務局体制の整備

- ・事務局のほぼ半数を占める十数名の非常勤職員については、政策調査員として民間企業等からの出向により常勤的人員を確保している。移転後も同人数の政策調査員を確保することが可能か。
- ・事務局では、任期付職員として採用された弁護士が、消費者契約法や特定商取引法等の法令の見直し等を担当しているが、移転後も高度な専門性を持った人材を確保することが可能か。

(3) 国会対応

- ・「消費者問題に関する特別委員会」を始めとする各種の委員会における質問通告等への対応、議員からのレク要求に対する対応、さらには各党における消費者問題に関する部会への対応に影響が出るのではないか。

消費者庁が移転する場合の対応

- 消費者行政の推進のためには、司令塔・エンジン役を担う消費者庁との密接な連携は必要である一方、移転することにより、上記のとおり、委員会の運営及び、委員や事務局職員の確保に支障が出ることが懸念され、消費者行政全般に対する監視機能の発揮という観点からも、現状ではデメリットが上回るのではないか。

なお、ICTの活用などを通じた「働き方改革」の取組により、これらのデメリットを克服することは可能かどうかについては、今後、検討していきたい。

第3次消費者委員会（平成25年9月1日～平成27年8月31日）の開催実績

	名称	H25.9.1～ H26.8.31	H26.9.1～ H27.8.31	合計
1	消費者委員会本会議	39	32	71
2	新開発食品調査部会	5	9	14
3	新開発食品評価第一調査会	5	6	11
4	新開発食品評価第二調査会	4	4	8
5	食品表示部会	5	6	11
6	栄養表示に関する調査会	6		6
7	生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会	5		5
8	加工食品の表示に関する調査会	8		8
9	公共料金等専門調査会	4	3	7
10	家庭用電気料金の値上げ申請に関する調査会	5	5	10
11	景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会	13		13
12	消費者契約法専門調査会		17	17
13	特定商取引法専門調査会		11	11
14	特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会		1	1
15	食品ワーキング・グループ	2	2	4
16	消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ		5	5
	小計（下部組織計）	62	69	131
	総計	101	101	202

※ 詳細につきましては、消費者委員会 HP (<http://www.cao.go.jp/consumer/index.html>) を御覧ください。